

令和3年7月9日

医療関係団体の長 様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年7月8日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置が令和3年8月22日まで延長されました。それを受け、本県では7月8日に県対策本部会議を開催し、7月12日から措置区域を横浜市、川崎市、相模原市、厚木市とし、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を改定しました。

措置区域内の飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、5時から20時までの営業時間短縮、酒類は原則提供停止を要請します。ただし、「マスク飲食実施店」の認証を得ている飲食店等では、7月12日以降、酒類の提供が可能です。(詳細は別添「飲食店等の事業者のみなさまへ」を参照)

その他区域の飲食店等に対しては、8月22日までの間、法第24条第9項に基づき、5時から21時までの営業時間短縮、酒類を提供する場合は11時から20時までとするようお願いします。

その他、別紙のとおりお願いさせていただきます。

引き続き、医療提供体制の確保等の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県実施方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ
- 4 飲食店等の事業者のみなさまへ

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課
医療整備グループ 大日向

045-210-1111 (内4874)